同志社大学大学院司法研究科

2023年度春学期末試験問題

科目名：○国際私法Ｉ

担当者：高橋宏司

持込参照：司法試験六法

試験時間：90分

講評会：

第一問

　甲国人男Aは、甲国において、甲国人女Bと婚姻し、続いて甲国人女Cと婚姻した。AはBおよびCと甲国で共同生活を送っていたが、Bが死亡したため、Cと共に日本に移り住んだ。以後30年間、AはCと仲良く暮らしていたが、日本に財産を遺して死亡した。

 なお、甲国の国際私法a条は、「婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法による」と定めており、同法b条は、「相続は被相続人の死亡時の常居所地法による」と定めている。甲国法は、身分関係と相続関係について宗教別に複数の法秩序を並立させており、同国の規則に従えば、A、BおよびCの身分関係と相続関係には法秩序Wが適用される。法秩序Wの民法c条は、「男は複数の女と婚姻することができる」と定め、同法d条は、「婚姻は一方の配偶者の死亡によって解消される」と定め、同法e条は、「夫の財産の相続権はいずれの妻にも平等に認められる」と定めている。

 AB間の婚姻およびAC間の婚姻は、重婚の点を除けば有効性に疑いがないものとして、次の各小問に答えなさい。

(1) Aの死亡時において、日本から見て、CはAの配偶者であったか。(期末試験総点80点中25点)

(2) 日本から見て、Aの財産の相続権がCに認められるか。(期末試験総点80点中15点)

第二問

 甲国人女Xと乙国人男Yは、いずれも日本に住所を有し、婚姻せずに6年間同居していたところ、XからAが生まれ、Aは甲国籍を取得した。これを機に、Yは、Xのもとを去り、別の女と日本で暮らしている。YはAの認知を拒んでいる。

　甲国法の下では、婚姻せずに5年以上同居している男女の関係は内縁関係とし、内縁関係解消の際の財産分与の規定を置いている。日本法の下では、婚姻の形式的成立要件を欠く男女の関係であって、実質上は社会的に正当な夫婦と評価されるものは、内縁関係として、財産分与を含め多くの点において婚姻に準じた規律に服するものとする。これに対して、乙国法の下では、内縁関係は法的に認められておらず、実質上は夫婦であっても、婚姻の形式的成立要件を欠く男女の関係の解消の際には、財産分与請求は認められない。

　また、甲国法の下では、非嫡出母子関係は分娩の事実によって成立し、非嫡出父子関係は、生物学的な血縁関係の存在という事実によって成立する。これに対して、乙国法の下では、非嫡出母子関係は分娩の事実によって成立し、非嫡出父子関係は認知によってのみ成立する。

　反致は成立しないものとして、以下の各小問に答えなさい。

(1) XはYに対し、内縁関係の解消による財産分与を請求した。請求は認められるか。他説にも配慮しつつ、論じなさい。(期末試験総点80点中20点)

(2) XとAの間に非嫡出母子関係は成立しているか。(期末試験総点80点中10点)

(3) YとAの間に非嫡出父子関係は成立しているか。(期末試験総点80点中10点)